

自主的衛生管理段階的推進プログラム申請規約

ライオンハイジーン株式会社

(目的)

この規約は食品関係業者等が東京都食品衛生自主管理認証取得に向けた自主管理の取組を初期段階から評価・支援する制度である自主的衛生管理段階的推進プログラムにおける確認をライオンハイジーン株式会社（以下「当社」という。）に申請するために必要な事項について定めたものです。

確認とは、食品関係業者等からの申請に基づき、当社が東京都食品衛生自主管理認証制度業務規程（以下、「業務規程」という。）および自主的衛生管理段階的推進プログラム実施要綱（以下「プログラム実施要綱」という。）に定める実地点検を行い、その施設に係る衛生管理の達成状況を評価することをいいます。

(事前説明)

食品関係業者等が自主的衛生管理段階的推進プログラムによる確認を申請するには、当社からの事前説明を受けていただくことが必要です。

(事前説明の内容)

確認の申請を希望する食品関係業者等（以下「申請者」）に対し、当社の審査員および事務局員は申請者を訪問し、本規約を付して次の事項について事前説明を行います。また、確認を希望する対象施設や業種・区分、ステージ等の簡単なヒアリング等も実施します。

- 1 当社は申請に基づき、実地点検の上、確認通知書を交付すること。
- 2 当社は確認に附随して、申請者に施設の衛生管理に関する技術上の指導を行うこと。
- 3 当社は申請者から申請を受理したとき、所定の手数料を徴収すること。
- 4 当社は確認をした食品関係業者等がプログラム実施要綱第9の1項に該当する場合は、確認結果の取消しを行うこと。
- 5 当社は確認のため申請者から必要な報告を求め関係書類を閲覧するとともに確認を行う施設等に立ち入ること。
- 6 当社が指定審査事業者を廃業および取消された場合は、他の審査事業者に確認に関する書類を引き継ぐこと。
- 7 申請者は異議の申し立てができること。
- 8 当社は秘密保持義務を果たすこと。

1 (確認の方法)

(1) 申請者は事前説明を受け、当社に確認を申請する場合、次の書類を当社に提出します。

- ・プログラム実施要綱別記第1号様式による確認申請書。
- ・食品衛生法施行細則（昭和23年東京都規則第130号）第21条に規定する営業許可書の写し。
- ・条例第7条第2項に規定する営業許可書の写し又は条例第5条の4第1項に規定する給食開始届の写し。

(2) 当社は必要書類の申請を受け、プログラム実施要綱第6を満たしていれば、申請を受理します。

(3) 当社は申請の受理および手数料の振込確認後、プログラム実施要綱、業務規程に基づくチェックシートを用いて実地点検により確認を行い、達成段階を採点し、確

認結果通知書と実地点検結果の副本および確認書を交付します。

2（技術上の指導）

当社は実地点検において実施していないと判定した事項を実施する場合の方法、都認証を取得またはステージアップするために必要な取組みなど確認に付随して施設の衛生管理に関する技術上の指導を行います。ただし、技術上の指導が本プログラムの範囲を超える場合は、別途費用が発生します。

3（手数料の徴収）

当社は事前説明後にその費用を見積り、申請者に見積書を提示します。当社は見積書の金額をプログラム実施要綱、業務規定に基づき、確認申請書を受理した時点でご請求させていただきます。なお、納入された手数料は申請者の都合により申請を中止した場合においても返還しません。

4（確認結果の取消）

当社はプログラム実施要綱の第9に基づき、これに該当する場合はプログラム実施要綱、業務規程に基づいて確認結果の取消を行うことがあります。ただし、確認を受けた食品関係業者が法第55条に基づく不利益処分を受けたとき（確認を受けた施設において食中毒事故を起こし営業停止等となった場合等）はその報告を要求します。

5（報告、書類の閲覧、立ち入り）

当社はプログラム実施要綱、業務規程に基づき、必要な報告を求めること、もしくは関係書類を閲覧することがあります。また、確認対象施設に立ち入ります。なお、申請者は実地点検など確認の実施において、当社の審査員が立ち入る可能性がある場所には安全の確保および立ち入り禁止場所の指定をお願いします。上記指定がなく、安全の確保を怠った場合は、審査員の不注意を除き、損害の補償をお願いする場合があります。

6（指定審査業者の業務廃止及び取消）

当社が業務廃止または指定審査事業者の取消を受けた時はプログラム実施要綱、業務規程に基づき、他の審査事業者に確認業務に関する書類を引き渡します。

7（異議申し立て）

申請者は当社が行う一連の業務に対し、異議を申し立てることができます。当社が申請者より申し立てを受けた時は苦情処理規程に基づき対応します。

8（秘密保持義務）

当社はプログラム実施要綱、業務規程に基づき、いかなる状況においても、確認の業務に関して知り得た秘密を関係者以外に漏らしたり、自己の利益のために使用することはありません。

以上